

八丈町

1 地域自立支援協議会の基本事項

- (1) 名称 八丈町自立支援協議会
- (2) ホームページURL 未設置
- (3) 組織図

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>八丈町自立支援協議会</p> <p>※専門部会は未設置</p> </div>

2 地域自立支援協議会の委員

(1) 委員名簿

No.	役職	氏名	所属	種別	備考	経験年数
1		小黒 真吾	東京都八丈支庁総務課	行政職員(都)		2
2		佐々木 攻	八丈町社会福祉協議会	社会福祉協議会		2
3		奥山 暉	特定非営利活動法人ちよんこめ会	障害福祉サービス等事業者		4
4		引田 充	特定非営利活動法人八丈島ロベの会	相談支援事業者		1
5	会長	加納 穂子	一般社団法人八丈島ドロップス	障害福祉サービス等事業者		7
6		浅沼 淳一	八丈町民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員		5
7		渡部 耕治		障害当事者		9
8		長田 志保	東京都島しょ保健所八丈出張所	保健所		1
9		加藤 茂美	八丈町教育相談室	教育関係機関		1
10	副会長	山下 君代		家族・関係団体		9
11		菅原 宏幸	八丈町福祉健康課	行政職員(区市町村)		1
12		内山 智温	八丈町子ども家庭支援センター	行政職員(区市町村)		5
13		越 ゆみ子	一般社団法人はじめの歩	相談支援事業者		1

(2) 委員構成

種別	全体会・部会名	全体会
学識経験者		0
医療関係者		0
保健所		1
教育関係機関		1
雇用関係機関		0
企業		0
障害当事者		1
ピアサポーター		0
家族・関係団体		1
身体・知的障害者相談員		0
相談支援事業者		2
障害福祉サービス等事業者		2
社会福祉協議会		1
法曹関係者		0
民生委員・児童委員		1
地域住民		0
行政職員(区市町村)		2
行政職員(都)		1
その他		0
計		13

3 地域自立支援協議会の活動状況

(1) 地域自立支援協議会での協議事項（複数回答）

⑪ 障害福祉計画等に関すること。

進捗状況について

⑧ 社会資源の開発及び改善に関すること。

障害福祉ガイドについて

(2) 地域自立支援協議会としての役割（複数回答）

② 情報共有・情報発信

各委員から取り組み等の状況共有・情報発信

③ 分野を越えてのネットワークの構築

協議会における関係づくり

⑤ 地域課題の整理

アンケート実施

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

計画のPDCA

⑨ 構成員の資質向上・研修の場

成年後見制度研修会実施

(3) 地域自立支援協議会として把握している地域課題

ア 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等
（複数回答）

① 相談支援の質及び量

相談支援専門員初任者研修及び現任研修の受入。指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の新規開所支援。精神障害者相談員の新規導入。障害者相談員の手引きの作成・連絡会の開催。

② 社会資源の開発及び改善

基準該当放課後等デイサービスの新規開所支援。指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の新規開所支援。精神障害者相談員の新規導入。

③ 権利擁護・虐待防止

東京司法書士会（リカールポート）との成年後見に関する意見交換。成年後見研修会（台風により実施直前に中止）。成年後見、障害者虐待防止、障害差別解消に関する広報啓発。

④ 福祉人材（マンパワー）の確保

八丈町介護職員初任者研修事業補助金の実施（通年）。人材育成・確保に関する事業所への情報提供。相談支援専門員初任者研修及び現任研修の受入。

⑤ 緊急時に備えた体制づくり

地域生活支援拠点の整備を計画で掲げているが離島ということもあり、人的・物的環境が厳しく困難な状況。

⑥ 障害児支援

基準該当放課後等デイサービスの新規開所支援。指定障害児相談支援事業所の新規開所支援。子どもの発達障がいサポート事業の個別相談実施。子どもの心理相談の実施。学童保育のスタッフ加配。

⑨ 教育機関との連携

特別支援学校との情報共有。特別支援学校等との移行支援会議。

⑩ 就労支援

特別支援学校との情報共有。特別支援学校等との移行支援会議。

⑬ 災害等対応

災害時要配慮者に関する意見交換・災害時要配慮者名簿の共有（町消防本部、町防災担当課、町福祉担当課）。台風22号・23号災害対応。

イ 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

④ 福祉人材(マンパワー)の確保

島内だけでは人材確保に限界がある。

⑤ 緊急時に備えた体制づくり

島内だけではショートステイなどの人材・事業所確保に限界がある。

4 地域自立支援協議会の活性化

(1) 法改正に伴う地域自立支援協議会の見直し等（複数回答）

③ 区市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当するなど、基幹相談支援センターとの連携を強化した。

町担当部署（障がい福祉係）が基幹相談支援センターを兼ねている。

④ 地域課題の抽出を促進するため、地域の相談支援事業者等が参画する機会を増やした。

相談支援事業者1名新規参画した。

(2) 地域で生活する当事者の声の反映（複数回答）

⑤ 地域で生活する当事者に対してアンケート調査等を実施している。

障害者福祉計画策定にあたりアンケート調査を実施した。

(3) ICTの活用（複数回答）

⑩ 特に活用していない。

5 相談支援体制の拡充【新規】

(1) 相談支援体制を推進するための取組（複数回答）

① 基幹相談支援センター等、相談の中核となる窓口について、すぐに利用することができるよう、分かりやすく周知している。

障害福祉のしおりを作成中。作成後は、町HPで公開予定。

② のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。

これまで島内に指定特定相談支援事業者が1ヵ所（主たる対象：精神障害）のみであったが、新任研修の受入や新規開所を支援することで指定特定相談支援事業者1ヵ所、指定障害児相談支援事業所1ヶ所が新規開所（R8.2.1）した。

③ 計画作成だけでなく、サービスにつながっていない人への相談や、障害当事者の悩みや困りごとに寄り添う対応を行える窓口等がある。

各事業所で実施している。

⑤ 地域の相談支援従事者に対し、助言や指導、検討の場の確保等、支援者支援を行っている。

町担当部署（障がい福祉係）が基幹相談支援センターとして新規事業所に対して支援を行っている。

(2) 地域移行に向けた相談体制（複数回答）

① 障害者支援施設入所者や精神科病院長期在院者等が、地域移行を希望しているか把握している。

施設入所者（島内に入所施設なし。島外施設2名）については、モニタリングや認定更新のタイミングで意向確認。精神科病院長期在院者については、島内に精神科病院は無く実態が把握できないが現状では該当者がいるという情報はない。

③ 施設等担当職員と連携して、地域移行への希望の確認や、外出・体験宿泊等の動機付け支援を行う体制がある。

①に同じ。

⑤ 計画相談支援のモニタリング等で、本人の地域移行の希望を踏まえた個別支援計画を作成する連携体制ができている。

施設入所者については出来ていると思われる。